

平成25年5月 定例会議

平成25年度

## 第2回 みどり市 定例教育委員会会議録

平成25年5月14日

みどり市教育委員会

## 平成25年度 第2回 みどり市定例教育委員会会議録

- ・招集日時 : 平成25年5月14日(火) 午後3時40分から
- ・招集場所 : みどり市役所教育庁舎3階第2会議室
- ・出席委員 : 1番委員 清水 恒夫  
2番委員 丹羽 千津子  
3番委員 松崎 靖  
4番委員 山同 善子  
5番委員 尾崎 享子
- ・説明のため出席した者 : 教育部長 松井 篤  
教育総務課長 田村 栄助  
学校教育課長 保志 守  
学校計画課長 小林 幹児  
社会教育課長 若月 省吾  
文化財課長 石原 亨夫  
富弘美術館事務長 星野 和弘
- ・本委員会書記 : 教育総務課総務係 根岸 美佳
- ・事務局職員出席者 : 教育総務課総務係 石井 宣行

### 議事日程

- ・日程第1 : 会議録署名委員の指名
- ・日程第2 : 会期の決定
- ・日程第3 : 報告第1 教育長報告について
- ・日程第4 : 議案第5号 教育予算6月補正(補正第1号)について
- ・日程第5 : 議案第6号 みどり市立学校給食センター設置条例の一部改正について
- ・日程第6 : 議案第7号 平成25年度みどり市立学校給食センター運営委員の委嘱について

- ・日程第7 : 議案第8号 平成25年度みどり市立学校・幼稚園評議員の委嘱について
- ・日程第8 : 議案第9号 平成25年度みどり市社会教育委員の委嘱について
- ・日程第9 : 議案第10号 平成25年度みどり市公民館運営審議会委員の委嘱について
- ・日程第10 : 議案第11号 平成25年度みどり市立図書館協議会委員の委嘱について
- ・日程第11 : 議案第12号 平成25年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について
- ・日程第12 : 議案第13号 平成25年度みどり市大間々博物館運営審議会委員の委嘱について

・開会：午後3時40分

(委員長) ただいまから平成25年度第2回みどり市定例教育委員会会議を開会いたします。

・日程第1 会議録署名委員の指名

(委員長) 日程第1、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。これにつきましては、席番4番の山同善子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

・日程第2 会期の決定

(委員長) 日程第2の会期の決定ですけれども、平成25年5月14日(火)本日1日ということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本日1日と決定させていただきます。

・日程第3 報告第1 教育長報告について

(委員長) 日程第3、報告第1 教育長報告について、尾崎教育長の方からお願いいたします。

(教育長) (内容：説明資料)

(委員長) ただいまの教育長の報告について、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

・日程第4 議案第5号 教育予算6月補正(補正第1号)について

(委員長) 日程第4、議案第5号 教育予算6月補正(補正第1号)について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、各課長、事務長より内容説明をお願いいたします。

(各課長、事務長) (内容：説明資料)

(委員長) 各課長、事務長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第4、議案第5号 教育予算6月補正(補正第1号)について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  
賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第5 議案第6号 みどり市立学校給食センター設置条例の一部改正について

(委員長) 日程第5、議案第6号 みどり市立学校給食センター設置条例の一部改正について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、田村教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) (内容：説明資料)

(委員長) 田村課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質問がございますか。

(山同委員) みどり市大間々学校給食センターというのは、大間々町の中にある学校の給食を作る、賄うというようなルールなのですか。

(教育総務課長) 笠懸地区が自校式で行っています。大間々地区と東地区はセンター方式で、みどり市大間々学校給食センターが大間々地区の小中学校の給食業務を行い、東学校給食センターが東地区の給食業務を行っております。

(山同委員) 能力的には新しい給食センターは2,000食でしたか。

(教育総務課長) 施設の能力は3,000食が可能になります。現在約1,800食ほど大間々地区の小中学校を対象に、作っておりますが、笠懸の施設改修がもし仮に起きた場合、また、災害の時のことも考えて大間々地区でも最大規模の笠懸小学校1,000食の給食を作ることも想定して能力3,000食が作れるよう設計しております。

(山同委員) みどり市にある学校の給食を作る訳ではないのですか。

(教育総務課長) 基本的には大間々地区の小中学校の給食を作るのですが、もしもの時のことを考えて、予備として1,000食余計に盛っているということです。

(山同委員) まだ先のことだと思いますけど、自校式であったり給食であったり、システムが各学校によって違うので、どちらが良い悪いではなくて、いろいろな意味で見直しの時期が来ると思いました。例えば学校を分けて作った時には700名程度の学校になる訳ですよ。そういった時に自校になるのか給食になるのか分かりませんが、そういう能力があるのかなと考えました。

(委員長) 何年か前にも出たことのある話ですね。たまたま、その時にPTAの講

演会で、給食は保護者の権利だという、そういう話になって自校の方がやはり望ましいというような講演会があったような気がします。

(山同委員) 笠懸地区は自校式というのは、承知していますが、自校で給食を作っている所というのは、いろいろな市に話を聞いたところ、栄養士の方ですか食材とかに、かなりこだわったり、自校ならではの魅力というものが、とてもたくさんふんだんにあるメニューであったり、工夫がなされているということを知っているので、自校を続けるとうると、やはり魅力的な提案をもう少し追加していく方が現在ある学校に良いと思いました。ただ単に施設が今あるからということだと、いずれあまり魅力を感じなくなるように思います。

(教育長) このことについては、またどこかの時に、協議する時間を設けるべきであると思います。自校方式がいいのか共同調理の給食センターが良いのかというのは、なんとなく既存のものがいいというような意識で話されているところが、多々あるように思いました。本当にどちらが良いか悪いかについてはあまり検討されていないような認識を持っています。正直な話、各学校に栄養教諭がいるわけではないというのが、みどり市の現状であります。この条例の名前は、みどり市立学校給食センター設置条例でありますから、例えば放射能の検査を一手に給食センターが行っているように笠懸のことも含め市の全体のことを給食センターとしては、業務をしているわけですから、どういう方式が良いかも少し研究していく必要もあると思っています。

(丹羽委員) 笠懸小学校の給食の調理室では1,000食以上作っているわけですね。東は給食センターですが、それほど数は作っていない訳ですね。そうするとセンターと自校式の差というのは何なのか。たまたまあずま小と東中の2校分の給食を作っているからセンターであって、何百食しか作っていないのに、笠懸小の場合には笠懸小の為だけに給食を作っているのだから1,000食以上作っていても自校式ということですので、センターと自

校式の差というのが、どういうふうにあるのか、ないのか。たくさん作っているのがセンターというようなイメージがありますが、みどり市については、必ずしもそうではないと感じているので、どちらが良い悪いと言えないと思います。

(教育部長) 笠懸地区では、調理員を市の職員として採用して、足りないところについては臨時職員を学校ごとに貼り付けています。そういうことを考える中で、それほど遠くない将来、自校方式での直接職員を採用しての自校方式なのか、それとも今かなり職員が少なくなっている中で委託しながらの自校式なのか、これまた学校給食センターとは別の問題で、その辺も踏まえて論議する時期が来る。かなりパーセントからいっても職員以外臨時の方が多くなっていると伺っていますので、そんなことも含めて今後検討する時期が来ると考えております。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第5、議案第6号 みどり市立学校給食センター設置条例の一部改正について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  
賛成委員の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

**・日程第6 議案第7号 平成25年度みどり市立学校給食センター運営委員の委嘱について**

(委員長) 日程第6、議案第7号 平成25年度みどり市立学校給食センター運営委員の委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、田村教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) (内容：説明資料)

(委員長) 田村課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第6、議案第7号 平成25年度みどり市立学校給食センター運営委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  
賛成委員の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします

**・日程第7 議案第8号 平成25年度みどり市立学校・幼稚園評議員の委嘱について**

(委員長) 日程第7、議案第8号 平成25年度みどり市立学校・幼稚園評議員の委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、保志学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

(学校教育課長) (内容：説明資料)

(委員長) 保志課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第7、議案第8号 平成25年度みどり市立学校・幼稚園評議員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  
賛成委員の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第8 議案第9号 平成25年度みどり市社会教育委員の委嘱について

(委員長) 日程第8、議案第9号 平成25年度みどり市社会教育委員の委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、若月社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) (内容：説明資料)

(委員長) 若月課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第8、議案第9号 平成25年度みどり市社会教育委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  
賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第9 議案第10号 平成25年度みどり市公民館運営審議会委員の委嘱について

(委員長) 日程第9、議案第10号 平成25年度みどり市公民館運営審議会委員の委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、若月社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) (内容：説明資料)

(委員長) 若月課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第9、議案第10号 平成25年度みどり市公民館運営審議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  
賛成委員の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第10 議案第11号 平成25年度みどり市立図書館協議会委員の委嘱について

(委員長) 日程第10、議案第11号 平成25年度みどり市立図書館協議会委員の委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、若月社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) (内容：説明資料)

(委員長) 若月課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第10、議案第11号 平成25年度みどり市立図書館協議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  
賛成委員の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第11 議案第12号 平成25年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について

(委員長) 日程第11、議案第12号 平成25年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、若月社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) (内容：説明資料)

(委員長) 若月課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(丹羽委員) 備考欄の任命と委嘱の違いは何ですか。

(社会教育課長) みどり市の職員につきましては、任命という形で、市の職員以外の方につきましては、委嘱になります。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第11、議案第12号 平成25年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。賛成委員の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

**・日程第12 議案第13号 平成25年度みどり市大間々博物館運営審議会委員の委嘱について**

(委員長) 日程第12、議案第13号 平成25年度みどり市大間々博物館運営審議会委員の委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、石原文化財課長より内容説明をお願いいたします。

(文化財課長) (内容：説明資料)

(委員長) 石原課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第12、議案第13号 平成25年度みどり市大間々博物館運営審議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。賛成委員の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

(委員長) 以上をもちまして、本日の教育委員会議の議事をすべて終了いたします。ご苦労様でした。

・閉会：午後4時40分

・本委員会の議決の次第は次のとおりである。

**議事日程**

- ・日程第3 : 報告第1 教育長報告について (報告)
- ・日程第4 : 議案第5号 教育予算6月補正(補正第1号)について (可決)
- ・日程第5 : 議案第6号 みどり市立学校給食センター設置条例の一部改正について (可決)
- ・日程第6 : 議案第7号 平成25年度みどり市立学校給食センター運営委員の委嘱について (可決)
- ・日程第7 : 議案第8号 平成25年度みどり市立学校・幼稚園評議員の委嘱について (可決)
- ・日程第8 : 議案第9号 平成25年度みどり市社会教育委員の委嘱について (可決)
- ・日程第9 : 議案第10号 平成25年度みどり市公民館運営審議会委員の委嘱について (可決)

- ・日程第10 : 議案第11号 平成25年度みどり市立図書館協議会委員の委嘱について (可決)
- ・日程第11 : 議案第12号 平成25年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について (可決)
- ・日程第12 : 議案第13号 平成25年度みどり市大間々博物館運営審議会委員の委嘱について (可決)

上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。

平成25年5月14日

みどり市教育委員会委員長

印

会議録署名人 番委員

印

会議録作成者 書記

印